

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	柳町三丁目	
			面積	A地区	B地区
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれに類するものは、建築してはならない。 物品販売業を営む店舗で、大規模小売店舗立地法第二条に定める一棟の店舗面積(注)が3,000㎡を超える建築物 店舗(物品販売業を営む店舗を除く)、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類するもので、一棟の床面積が3,000㎡を超えるもの ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 カラオケボックス等 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 畜舎 注「大規模小売店舗立地法の解説」(経済産業省商務情報政策局流通政策課)による。	約1.7ha	約1.0ha
建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高制限は、屋外広告物を除き12mとする。				
壁面の位置の制限	建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面からの敷地境界までの距離は、1.5m以上とする。				
建築物等の形態又は意匠の制限	新築建築物等の屋根、外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、原色の多用を避け、落ち着いた色調とし、周辺環境との調和を図る。 新規広告物等は、原色の多用を避け、落ち着いた色調とし、周辺環境との調和を図る。				
建築物の緑化率の最低限度	5%	3%			
かき又は柵の構造の制限	かき又は柵の設置については、必要最小限に努めるものとし、設置する場合は、周辺の居住環境に配慮して、生垣またはフェンス等で透視可能なものとする。 住宅地に面する境界線については、高さ1.0m以上の生垣植栽を施し、緩衝機能を高め従来の居住環境の保全に努める。				
<p>備考 (1)当該地区計画の施行の際、上記規定に適合しないこととなる建築物又は建築物の部分については上記の規定は適用しない。</p> <p>(2)次に掲げる建築物及びその敷地については、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地。 (1)に該当する建築物の増築又は改築で、市長がやむを得ないと認めたもの。</p> <p>(3)建築物の敷地が地区整備計画の規定による制限を受ける区域又は地区の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半が属する区域又は地区の規定を適用する。</p> <p>(4)法令等により防火上設置が義務付けられる塀等については、地区整備計画の規定によるかき又は柵の構造の制限に関する規定は適用しない。</p>					